

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社FPG		コード	7148
提出日	2025/11/28	異動（予定）日	2025/12/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大原 慶子	社外取締役	○													○		有
2	迫本 栄二	社外取締役	○										○					有
3	田島 穰	社外取締役	○										△					有
4	正宗 エリザベス	社外取締役	○													○		有
5	武藤 華子	社外取締役	○													○		有
6	川嶋 秀行	社外監査役	○													○		有
7	山内 一英	社外監査役	○													○		有
8	笹森 良子	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		大原慶子氏は、弁護士としての豊富な経験と国際企業法務に関する専門的かつ高度な知見を有しており、また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
2	当社は迫本栄二氏が代表社員である銀座K.T.O税理士法人と顧客紹介契約を締結しております。本契約による同税理士法人への手数料支払実績はありません。本契約は一般の他の取引先と同様の条件によるものであり、その内容、規模、互いに与える影響等に鑑みて同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	迫本栄二氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計並びに税務に関する高度な専門性、豊富な経験および高い見識を有しており、また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
3	田島穰氏は、過去、三菱地所株式会社の業務執行者でした。当社は同社からオフィスを賃借しておりますが、直近の連結会計年度において、支払った賃料は、当社の連結の売上高の0.5%未満であり、また一般取引先と同様の条件であることから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また当社は2025年9月期に同社から国内不動産ファンド事業で販売するための不動産を取得しておりますが、当該取得は当社が国内不動産ファンド事業を遂行するうえで必要なものであり取引条件を含め特殊性はなく、さらに当社の2023年9月期から2025年9月期までの不動産ファンド事業組成金額の合計額に対して同社から取得した不動産が占める割合は数%程度であることから、当社事業における同社との取引は、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	田島穰氏は、長年にわたり、国内外におけるオフィス・商業施設・ホテル等の多様な不動産物件の開発及び運用に携わるなど、不動産事業に関する豊富な経験及び高度の専門的知識を有していると共に、国内大手不動産会社においては執行役員及びその関連会社においては代表取締役社長を歴任し企業経営に関する知見も併せ持っており、また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
4		正宗エリザベス氏は、長年にわたり、外交官の職に従事し国際渉外に長けているうえ、会社の代表者として、働く女性の意識改革、グローバル人材の育成などに係るコンサルティングを行うなど、国際的なビジネスも含む豊富な経験と高い見識を有しており、また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
5		武藤華子氏は、大手銀行系シンクタンクでのアナリストとしての経験を活かして、主に上場企業における広報、IR担当の責任者として活躍してきたほか、企業の人事戦略及び組織変革に関するコンサルティングについても豊富な経験と高い見識を有しており、また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
6		川嶋秀行氏は、大手金融機関の国内外の拠点において要職を歴任し、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、また当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
7		山内一英氏は、国内大手金融機関に長年にわたり勤務し、その後、国内大手リース会社の執行役員及びその海外関連会社の社長を経験したのち国内大手リース会社の監査役に就任するなど、金融機関・リース会社において要職を歴任し、金融及びリースに関する豊富な経験と監査に係る幅広い知見を有しており、また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
8	当社は笹森良子氏と顧問契約を締結しております。契約期間は2024年9月から同氏が監査役に就任した2024年12月であること、また顧問料は極めて僅少なため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	笹森良子氏は、大手百貨店において要職を歴任し、同百貨店のグループ会社の代表取締役社長を経験したことに加えて、数多くの同百貨店のグループ会社において監査役に就任するなど、監査に係る幅広い知見を有しており、また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。